# 9月1日から30日まで健康増進普及月間です。

10

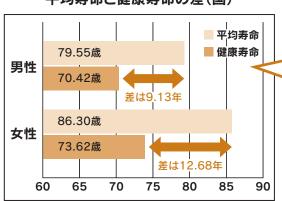
# のばそう「健康寿命 聞いたことはありますか? 健康寿命」という言葉を

が原因となる病気です。 普段からの生活習慣の積み重ね す。これらの病気は、年齢や体質 介護が必要な状態になっていま 臓病などの循環器系の病気」で と、4人に1人が、「脳卒中や心 のことをいいます。統計を見る 要とせずに元気で過ごせる期間 に加えて食生活や運動不足など これからは、生活習慣病の重 健康寿命とは、介護などを必

始めてみませんか? づくりについて、できることから いて振り返るなど、自分の健康 をチェックしたり、生活習慣につ す。健診を受けてからだの状態 とが健康づくりの課題です。 すること=健康寿命を延ばする らずに元気で過ごす期間を長く 今月は健康増進普及月間で

### 平均寿命と健康寿命の差(国)

症化を予防して、寝たきりにな



平均寿命と健康寿命の差は、 男性で約9年、女性で約13年です。 女性のほうが要介護状態で過ごす 期間が長くなっています。

資料:

生活習慣病対策の費用対効果に関する研究」より

「健康寿命における将来予測と

厚生労働省「平成22年完全生命表」

# 健康課 56 9 1 3 2

健康課

成人健康係

7

問い合わせ先=

▼問い合わせ先= 母子健康係

### ホームページでご確認 回数に個人差があります 三、水痘の予防接種は、埃 ので、ご了承ください 接種の対象者から外れま 年4月1日以降は水痘3 受けられるものです。平成 伴う経過措置により無料 さまは、予防接種法改正 月中に通知を発送します 子さまがいるご家庭には 成26年4月1日生まれの 象の方は下表のとおりで けられるようになります 水痘の予防接種が無料で り、平成26年10月1日か しくは、個別通知または 一、平成21年10月2日~ 【お知らせ) 一、3歳以上5歳未満の4

# **¼種が無料で受けられます。** 日から水痘 (水ぼうそう)の

予防接種法の改正によ

	だ町	音種 す防27でに子。今	お平	す。対受のは
	対象者	無料で接種できる要件	接種回数	備考
	接種日当日の年齢が 1歳以上3歳未満	次の要件をすべて満たしていること。 ・今までに水痘にかかったことが無い ・水痘の予防接種を2回受けていない	1~20	
-	接種日当日の年齢が 3歳以上5歳未満	次の要件をすべて満たしていること。 ・今までに水痘にかかったことが無い ・今までに水痘の予防接種を受けたことが無い	10	ただし、平成27年 3月31日までの 期間限定です
	手続き等	手続きはありません。 直接医療機関で接種してください。		
	医療機関	町内・小山市・下野市・野木町の医療機関る 栃木県内のかかりつけ医		

### ★2歳児歯科健診(むし歯予防教室)のお知らせ★

上三川町では、1歳6か月児健診から3歳児健診の間にむし歯になるお子さんが増えていることか ら、2歳のお子さんを対象に「2歳児歯科健診(むし歯予防教室)」を実施いたします。歯科健診やブラッ シング指導を通して、むし歯予防や生活習慣について見直していきましょう。

### ▶日にち·対象=

日にち	対 象					
平成26年9月10日(水)	平成24年4月2日~平成24年9月30日生まれ					
平成27年3月 2日(月)	平成24年10月1日~平成25年4月1日生まれ					

- ▶受付=午後0時40分~2時40分
- ▶場所=上三川いきいきプラザ 検診ホール ▶持ち物=母子手帳、歯ブラシ、コップ、タオル、問診票
- ▶内容=歯科健診、染め出し、ブラッシング指導、ミニ講話等
- ★詳細は、対象者あてに郵送される通知にてご確認ください。
- ★3月対象のお子さまにつきましては、2月頃、別途通知を発送します。





### 在宅介護支援センターによる 護予防教室のご案内

今日の元気を明日の元気に!!おおむね65歳以上の方を対象に介護予防教室を実施します。 みんなで楽しく活動しましょう。みなさまの参加をお待ちしています。

日にち	時間	内 容	場所	申し込み先
10月7日(火)	午前10時~正午	口腔ケア	鞘堂公民館	トータスホーム <b>否</b> ⑤2 2220
9月19日(金)	午前9時30分~ 12時30分	エプロン教室 栄養士による 講話と調理実習 費用:100円	中央公民館	ふじやまの里
9月30日(火)			坂上コミセン	<b>2</b> 56 0958
9月26日(金)			石田コミセン	トータスホーム 🏗 🔂 2220
10月2日(木)			本北コミセン	友愛苑
10月3日(金)			東館南集会所	<b>5</b> 6 8885

▶問い合わせ先=健康課 成人健康係 ☎569133

### 国民健康保険被保険者証の更新について

平成26年10月1日から国民健康保険被保険者証が新しくなります。新しい被保険者証は、9月下旬 に郵送いたしますので、10月1日以降は新しい被保険者証を使用してください。

また、有効期限が過ぎた古い被保険者証は誤使用を避けるため、必ずご自分で破棄するか、下記ま で返却してください。

▶問い合わせ先=保険課 国保係 ☎ 56 9134